

はじめに

本県においては、平成 22 (2010) ～24 (2012) 年度に実施した行財政改革アクションプランの取組みにより、平成 25 (2013) 年度決算で起債許可団体から脱却するなど、持続可能な財政運営への道筋が見えてきたところであるが、引き続き厳しい財政状況の中で、人口減少や少子高齢化への対応、自然災害に備えた国土強靱化をはじめ、「清流の国ぎふ」づくりに向けたさまざまな政策等を展開していくことが必要となっている。

こうした中、本県の公共施設等（庁舎や学校等の建物及び道路等のインフラ施設）については、その多くが高度経済成長期に整備されたものであり、これから大量に更新時期を迎えるため、大規模な改修や建替えの経費が増大することが見込まれる。また、人口減少等により、今後の公共施設等の利用需要が変化していくことも予想される。

そこで、公共施設等の計画的・効率的な修繕や更新等を実施し、施設の長寿命化や財政負担の最小化・平準化を図るとともに、人口減少等を踏まえた公共施設等の最適な配置を実現する必要がある。これまでも、個別の公共施設等毎のこうした取組みは進めてきたものの、全庁的な情報共有が十分になされていなかったところであり、今般、建物及びインフラ施設の双方を対象とした一つの方針を策定し、公共施設等を巡るこれらの課題に、全庁的に取り組む体制を構築することとするものである。そのため、本方針は、本県が所有するすべての公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための基本的な方針を策定するものであり、個別の公共施設等に係る具体の対応方針は、本方針を踏まえ、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）として策定することとしている。

なお、本方針は、「インフラ長寿命化基本計画（平成 25 (2013) 年 11 月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）」に基づく本県の「インフラ長寿命化計画（行動計画）」及び平成 26 (2014) 年 4 月総務大臣通知により各地方公共団体に策定要請のあった本県の「公共施設等総合管理計画」と位置づけるものとする。

- 本方針は、特に記載のある部分を除き、平成 26 (2014) 年度末の本県の公共施設等の状況に基づいて策定したものである。
- 本方針は、本県が所有するすべての公共施設等を対象とした方針であるが、既存の財産台帳、道路台帳等及び個別施設毎の長寿命化等に関する基本方針等を基礎資料として策定したものであるため、具体的に記述する公共施設等の種類について現在取組みを進めている固定資産台帳の整備状況に合わせて精緻化するなど、必要な修正を行うことがある。